

◆計画の改定体制◆

《福山・府中地域保健対策協議会健康増進計画委員会》

《福山・府中地域保健対策協議会健康増進計画委員会ワーキング会議》

福山・府中地域保健対策協議会 健康増進計画委員会運営要領

(名称)

第1条 本委員会は、福山・府中地域保健対策協議会健康増進計画委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、福山・府中二次保健医療圏域における健康増進計画（以下、「健康増進圏域計画」という。）の改定と健康増進圏域計画を効果的に推進するための調査・研究、協議及び必要な事業を実施することを目的とする。

(協議事項)

第3条 本委員会は前条の目的を達成するため、次の事項について調査・研究・協議等を行う。

- (1) 健康増進圏域計画の改定、進行管理及び評価に関すること
- (2) 生活習慣病予防対策（がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患）の推進に関すること
- (3) 保健医療計画（精神疾患）の策定に関すること
- (4) こころの健康対策の推進に関すること
- (5) 次世代の健康、高齢者の健康対策の推進に関すること
- (6) その他健康管理に関すること

(委員会の構成及び委員の選出)

第4条 本委員会は、医療保健分野の専門職種団体、地域保健及び職域保健分野の関係団体・関係機関の者をもって構成する。

- (1) 地区医師会
- (2) 地区歯科医師会
- (3) 地区薬剤師会
- (4) 地域産業保健センター、労働基準監督署、労働基準協会、商工会議所
- (5) 市町
- (6) 地区組織
- (7) 東部保健所福山支所

(委員の選出)

第5条 本委員会及びワーキング会議には、次の専門分野に関し相当の知識を有する者を置く。

2 本委員会及びワーキング会議の委員（以下「委員」という。）は、構成団体の長により推薦された者を運営委員会の議を経て地対協会長が選任する。

- (1) 母子保健福祉
- (2) 生活習慣病予防対策
- (3) 精神保健福祉
- (4) 歯科保健等

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、その任期満了後でも後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

3 欠員による後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員)

第7条 本委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、運営委員会の議を経て地対協会長が選任する。

(役員の職務)

第8条 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できないときは、後任の委員長が選任されるまでの間、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第9条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認める場合、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要と認める場合、議題に関係のある委員のみで委員会を開催できる。
- 4 委員が出席できない場合、代理者の出席を認めるものとする。

(ワーキング会議の開催)

第10条 委員長は、専門の事項について調査・研究・協議するため、委員長が指名する者を構成員とするワーキング会議を開催することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、委員長は、前項の規定に関わらず、事業運営上必要と認めるときは、ワーキング会議の開催を当該ワーキング会議の長に委任することができる。
- 3 ワーキング会議の長は、委員の互選により選出する。

(事務局の設置)

第11条 本委員会の庶務を処理するため、広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所内に事務局を置く。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本委員会及びワーキング会議の運営及び必要な事項については、委員会で協議し、別途定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

福山・府中保健対策協議会健康増進計画委員会 委員名簿

名 前	所 属 団 体 名	分 野	備 考
森 近 茂	福山市医師会	医療保健分野	委員長
亀川 陸雄	深安地区医師会		副委員長
池 田 純	府中地区医師会		
橋高 英之	松永沼隈地区医師会		
平田 史朗	福山市歯科医師会		
佐藤 雅和	府中地区歯科医師会		
安名 孝江	神石郡歯科医師会		
村上 信行	福山市薬剤師会		
作田 達也	福山労働基準監督署	職域保健分野	
高蓋 功一	福山地域産業保健センター		
岡 田 功	府中地域産業保健センター		
宇田 宜正	福山商工会議所		
朝野 弘行	府中商工会議所		
延平 和子	福山市運動普及推進員連絡協議会	地区組織代表	
山 根 剛	府中市町内会連合会		
岸本 益実	広島県東部保健所	地域保健分野	
馬場 年之	広島県東部保健所福山支所		
松岡 久美子	福山市		
川崎 公也	府中市		
世羅 雅星	神石高原町		
下 恵子 渡邊 鈴子 小川 香里	広島県東部保健所福山支所	事 務 局	

福山・府中保健対策協議会健康増進計画委員会ワーキング会議 委員名簿

名 前	所 属 団 体 名	分 野	備 考
西岡 智司	福山市医師会	医療保健分野	
大江 啓二			
古庵 路子			
馬屋原 健	府中地区医師会		
中川 洋			
坂井 宣行	深安地区医師会		
小川 裕司	松永沼隈地区医師会		
橋高 利尚	福山市歯科医師会		
橋高 潤	府中地区歯科医師会		
村上 信行	福山市薬剤師会		
定藤 博美	福山市	地域保健分野	
平尾 美香			
田邊 三佐代	府中市		
武田 京子			
川上 広恵	神石高原町		
吉原 洋子			
下 恵子	広島県東部保健所福山支所		
渡邊 鈴子	広島県東部保健所福山支所	事 務 局	
坂本 慰子			
小川 香里			